

自民党幹事長 石 破 茂 殿

謹啓 農林水産大臣を歴任された石破幹事長にお願いがございます。

消費者委員会食品表示部会で審議中の「玄米及び精米品質表示基準」見直しに関する疑義について

## 1. これまでの経過の概略

「米の検査規格の見直しを求める会」今野と申します。石破様には2009年、米作況調査のあり方、備蓄米制度のあり方について、小生の問題提起に対し、農水省食糧部長との意見交換の場を用意していただきました。その節は誠にありがとうございました。

当会はその後も、米流通のあり方を下記のように問題提起、活動を行っております。

- ★ くず米を混ぜても正規の表示ができ、品質の判別ができないJAS基準
- ★ 生産者不明、素性不明のくず米に産地表示できる米トレサ法
- ★ 見た目重視で農薬使用を助長する農産物検査法

内容が多岐に渡り、どれも任意団体の活動としては極めてハードルが高いものばかりです。

ですが、1つひとつ解決するのは不可能でも、1つでも解決できれば連鎖的に見直される可能性に気づきました。それが、くず米（ふるい下米）です。

ふるい下米は年間60万t前後も発生、消費されていますが、制度の枠外にあるため規定もなく、野放し。というより、かつてあった規定さえもが削除され、不透明な米流通の中心的存在になっています。矛盾が蓄積されているのに政府は目をそらし、実態は誰にも分かりません。これを白日の下に明らかにできれば、JAS法・トレサ法の改正が必然になる、と考えたわけです。

実際、ねらいどおりに進みました。

2009年に創設された消費者庁は、われわれが出した意見書を取り上げ、内閣府消費者委員会 食品表示部会において、精米表示基準見直しの重要な論点として位置づけました。パブリックコメントも多数寄せられ、当初はJA全農も同調していました。

「相当量のふるい下米が玄米や精米原料として流通し、品質や食味低下を招いている」と、使用実態の明確化と使用比率の表示義務化を求めていました。

ところが、ふるい下米が表示の問題に止まらないことによりやく気づいた全農や業界は、影響が農産物検査法にも及ぶと考え、同法を堅持したいため慎重姿勢に転じ、発言を控えるようになりました。

一方、早くから危機感を持っていたのはくず米業者の組合「全国米穀工業協同組合（全米工）」と農水省でした。全米工と農水省は「意見交換会」と称して度々接触してよう

す。農水省計画課長（2009年当時）は、同組合にくず米（未検査米）でも品種名を表示できることを指南しています。

おそらくこうした交流を通じて、長年の間、制度の抜け穴を広げてきたのだろうと推測します。

そして、農水省と厚労省からの出向職員で構成される消費者庁は、次第に農水省の意向を強く受けるようになります。ふるい下米の表示義務化に前向きだった食品表示課長が交代、後任の（現）課長になってからは大きくトーンダウン。表示部会では「見直しありきではない」などと発言しています。

2012年には、「ふるい下米」を「砕米」にすり替えて実施した『砕米混入精米の食味試験』で、人為的に破碎した精米を混ぜるといったあり得ない試験を行っています。同年11月29日の部会では「混入率による食味の違いに有意差はなかった」などと報告。議論の終息を図ろうとしています。

以上が、これまでの経過の概略です。

はたして消費者庁は誰のために作られた役所でしょうか。その役目を忘れ、旧来の業界向き役所になってしまったのです。

このため、石破様に別紙 **消費者庁長官宛て意見書** についてご理解いただきますようお願い申し上げます。

## 2. お願いしたいこと

以下の内容は、現在、食品表示部会で審議中ですので、結論が出される前に対処をお願いできればと存じます。

- ① 審議中の「精米品質表示基準」が二重基準であることは明らかです（田中康夫前衆議院議員の質問主意書が証明）。しかし今回の見直しは片方のみを対象にしており、意図的に二重基準であることを隠しています。  
このため、両基準を見直し対象とし、二重基準の解消を図っていただきたい。
- ② 食品表示課は、ふるい下米について「定義や基準がなく表示義務化は困難」としています。しかし、かつて食糧法には「精米品位基準」が定められ、基準を満たさない精米の販売が禁止されていました。また農産物検査法にも等級毎に基準が存在していました。ところが現在は、「精米品位基準」は遵守義務のない民間ガイドラインとなり、実効性が無くなっています。  
このため、米の品質・充実度を測るのに有効な『容積重』を指標とする新たな基準を設けていただきたい。
- ③ 60万tのふるい下米の多くは「無記名」で流通しており、膨大な量が流通トレース不可能な状態です。したがって、流通する全ての米に2次元バーコードを貼付することで、トレース可能とすることを提案します。（秋田県大潟村農業委員会も提案）

- ④ 森まさこ大臣、阿南久消費者庁長官に消費者庁職員の職務実態を知ってほしい。
- ⑤ 消費者庁職員が出身省庁の意向に左右されないよう、「ノーリターンルール」を作っていただきたい。

なお、ご不明な点があればなんなりとお尋ね下さい。

それでは、毎日寒い中、お体に留意されてご公務に励まれますよう、ご祈念申し上げます。

謹白

2013年1月29日

---